

**令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等  
対応業務委託 受託者公募に関する説明書**

この要領は、令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等対応業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、企画提案書を提出してください。

**1 募集する企画提案に係る業務の概要**

**(1) 業務名**

令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等  
対応業務

**(2) 事業目的**

茨城県（以下「県」という。）は、物価上昇の影響を受ける中小企業等に対し、「いばらき賃上げ支援金」（以下「賃上げ支援金」という。）及び「いばらき業務改善奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給するに当たり、申請受付及び申請内容の審査並びに申請者等からの電話等による相談への対応業務を委託することにより、各事業の支給事務を迅速かつ的確に処理することを目的とする。

**2 委託する業務の内容**

別添「令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等対応業務 委託仕様書」のとおり。

**3 業務委託期間**

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

※入札状況により前後する場合があります。

**4 委託費上限額等**

104,199,732円（消費税及び地方消費税込み）以内

なお、この額は、事業内容の予算規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

**5 応募資格**

企画提案競争に参加しようとするものは、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 茨城県内に本店・主たる事業所又は支店・従たる事務所を有すること。

(6) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

## 6 応募書類

(1) 「令和8年度いばらき賃上げ支援金及びいばらき業務改善奨励金支給審査・申請相談等対応業務」業務委託企画提案応募申請書（様式1）

(2) 応募資格等確認用書類

証明書等は、申請日前3月以内に交付されたものであること。

ア 資格要件に係る申立書（様式2）

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

エ 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

オ 直近3事業年度の事業報告書、決算書

(3) 企画提案選考用書類

任意様式により、以下の事項について記載すること。

ア 事業企画案

別紙仕様書を基に、事業の実施方針及び具体的な実施方法等を提案すること。

イ 工程計画

業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。

ウ 実施体制（要員の配置予定、役割分担等）

エ 再委託等の有無及び予定

オ 費用見積額

項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。

カ 法人等の概要（パンフレット・リーフレット等）

(4) 提出部数

上記（1）及び（2）を1部

上記（3）を5部

## 7 応募の手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G 福田

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3635 FAX：029-301-3649

電子メール [rosei1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp)

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和8年5月12日（火）午後5時まで

(イ) 受付方法

7（1）の問い合わせ先において電子メールにより受け付ける。

(ウ) 回答方法

令和7年5月14日（木）正午までに電子メールにより行うほか、茨城県産業戦略部労働政策課のホームページにおいて公表する。

イ 応募書類の提出

(ア) 提出期限

令和 8 年 5 月 19 日（火）午後 5 時まで

(イ) 提出方法

7（1）の提出先に持参、又は郵送（必着）

(ウ) 留意事項

- ・持参の場合は、事前に来庁時間等を担当部局に連絡すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達証明がされるものに限る。

(3) 選考について

ア 選考方法

(ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を 1 事業者選定する。

(イ) 審査会では、6（3）「企画提案選考用書類」により審査を行う。

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

ウ 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

評価項目	評価の視点	点数 (満点)
1 確実性	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕様書に定める業務を円滑にかつ確実に実施できるか。</li><li>・契約後、迅速に業務実施のための体制構築等ができるか。</li></ul>	40
2 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施のために十分な人員の確保ができるか。</li><li>・セキュリティ対策が十分になされているか。</li><li>・申請者に分かりやすく、効率的な申請受付体制が構築できるか。</li><li>・効果的な宣伝方法を提案できるか。</li></ul>	80
3 過去の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・過去に同種の業務実績があり、提案内容の実施に信頼がおけるか。</li></ul>	20
4 経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・積算内訳及び根拠が明確に示されているか。</li><li>・提案内容に対して経費が適切に積算されているか。</li></ul>	40
5 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の開始から終了まで、業務の実施に必要な全体スケジュールが示されているか。</li></ul>	20

## 8 受託候補者選定後の手続き

(1) 見積書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、通知内容に従い県に見積書を提出すること。

(2) 契約締結

受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書によって契約締結を行う。

(3) 契約保証金について

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項第 6 号に該当すると認める場合は契約保証金を免除する。

## 9 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年政令第 67 号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (5) 業務の一部を再委託する場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を受けなければならない。
- (6) 本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。